

1 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①議案第28号 令和2年度光市病院事業会計補正予算(第2号)

説 明：川崎病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

90ページの資本的収入、支出の第4条中、予算第4条中、1億5,900万何がしを1億5,300万何がしにと、1億4,500万何がしを1億3,500万何がしとか書いてあるんですよ。ちょっと勉強不足で分かんないので、詳しく説明をお願いしたいと思うんですが。

○川崎病院局経営企画課長

これは、第4条予算の中で収入に対して支出で不足する部分について1億5,379万1,000円、それに対しまして不足している財源に対して充てるものについて説明をさせていただいたものでございます。

以上です。

○大田委員

これ、どこに書いてあるんですか。

○川崎病院局経営企画課長

失礼しました。もともとは、令和2年度の予算書の第4条に記入しておりまして、この1億3,512万9,000円については、過年度分の損益勘定留保資金でございまして、82万4,000円については、当年度分消費税資本的収支調整額でございまして、

あと、1,783万8,000円については、当年度分控除対象外消費税相当額を充てるということで、記入させていただいております。

○大田委員

今の説明で、当初予算のところの第4条で書いてあると言われたんですかね。

○川崎病院局経営企画課長

当初予算書の第4条のところの説明に記入がございまして、このたびの補正予算で数字が変更になったところを記入させていただいております。

○大田委員

それで、その変更になったのは、この補正予算書のどっかに書いてあるんですか。

○川崎病院局経営企画課長

補正予算書には、そこまでの記入はしておりません。

○大田委員

だから、私も勉強不足でよく分からないんですよ。ここにこう書いてあるのに、どういうふうに理解していいか分からないんですよ。

○川崎病院局経営企画課長

先ほど申し上げたように、資本的収入の支出のところで、支出に対して不足する収入部分については、このような財源を充てるということで記入をさせていただいております。

○大田委員

いや、だから、過年度分で充てるとか、当年度分で充てるとかいうのを書いてなくて、資本的収入及び支出の予定額は次のように補正すると書いてあるんです。補正するんじゃないから、このどっかに記入があるんじゃないかと、私は思うんですよ。そこのところがちょっと勉強不足で分からないから教えてくださいとお願いしとるんです。

○西村病院局管理部長

ここに記載しているということは、この予算の中に数字が出ていないので、この第4条の中に定めているということでございます。

○大田委員

だから、分からないから教えてくださいと言っているだけです。

○西村病院局管理部長

この補正予算書の中の、いわゆるこの明細書、また貸借対照表等の中に記載がされていないので、ここに明示しているということでございます。

○大田委員

だから、勝手に数字を書いたのかと思っただけで、だから、この数字の出る根拠がどっかあったと思っておるからお聞きしたんです。

○西村病院局管理部長

数字の根拠はございますけれども、それはこの予算の中で表現ができないので、第4条の中に定めているということでございます。

○大田委員

繰り返しになるから分からないんですが、ほやからここへ定めてあると言っていてあっても、私は読めないから、分からないから教えてくださいとお聞きしとるだけなんです。

○西村病院局管理部長

今ここで、それを説明するのは、詳細な資料を皆様にお示ししながらでないにご理解いただけないだろうと、説明するのは若干難しいと思っております。

○大田委員

勝手にここ数字が踊っちよるように私としては見えるわけなんですよ。今言われたように、数字を説明しても分からないだろうから示しとるんじやろうと言われても、勉強不足で申し訳ないんですが、やっぱりそこんところが分かるように教えてもらえたらいいなあと思ってるわけなんです。

○西村病院局管理部長

いわゆる4条予算でございます。収入と支出を比較していただければ分かると思えますけれども、支出に対して収入が不足しております。その部分について、どういった財源を充てるかというのをここに記載をしておるわけでございます。

その中の一つの財源として、過年度損益留保資金というのがございます。それに資本調整額とございます。これらについては、予算書の中の貸借対照表等の中には記載をすることができません。できないので、これについては幾らこれが充当されているかというのをここでお示しをしているということでございます。

○大田委員

私の頭も悪いからあれなんです、なかなか納得できないと思うんですよ。今聞いても、過年度分、いろいろある。充当してから、これに対してやったと、こういうふうに言われてるんですが。

○西村病院局管理部長

いわゆる病院会計予算、3条予算と4条予算というのがございます。

3条予算、例えば、収入支出がゼロ、利益がゼロと仮定した場合であっても、病院の場合は公営企業会計でございますので、減価償却と実際、現金が支出されていない費用というのがございます。ですから、仮に決算上ゼロ円、純利益がゼロ円になったとしても、減価償却部分は、これ現金として支出しておりませんので、その現金というのは留保資金として残るわけでございます。これが、過去から積み上がってきたものが過年度分の損益留保資金となります。これらの資金をもって、この4条予算で不足部分を充てたということでございます。

○大田委員

だから、その過年度資金に充てたとか説明があれば、だいしょう分かるんですが、ただ、そういう羅列を並べてこういうふうに補正すると書いてあれば、理解できるかなというふうに教えてほしいなと思うわけです。

○西村病院局管理部長

この予算書のこの補正予算の場合、ここの表現としては、変わらない部分については記載はしません。変わったところだけを記載しますので、このような表現になっていると。ですから、もとの予算書と対比させていただければ、ここは読み解くことができるだろうと思います。

○大田委員

これ以上進めても、いろいろこう平行線でございますから、もっと分かりやすいように、今度から記入してもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○田邊委員

95、96ページの資本的収入及び支出、今回、コロナの関係で国庫、県、市補助金の5,695万2,000円が入っております。その中で、支出で、医療機械器具備品購入費と先ほど説明ありました、この中で、光総合病院と大和総合病院の購入備品、購入機器の違いがあるんですが、その辺りの部分を説明してもらいたい。光総合病院は、MRI対応輸液ポンプ、人工呼吸器、空気清浄機、心電計、また簡易陰圧装置、全自動血液凝固測定装置と超低温フリーザー、オンライン資格確認端末などと、大和総合病院は、過酸化水素低温プラズマ滅菌装置、オンライン資格確認端末とあるんですけど……

○委員長

Jアラートの訓練放送が始まりましたので、暫時休憩します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

光総合病院と大和総合病院の、購入した根拠を教えてください。国庫補助金は2,509万3,000円と大きい額、県も3,000万円幾らで、先ほど金額は説明を受けましたけど、この機器について教えてくださいと、コロナに対する光総合と大和総合病院に設置するその機器の説明をお願いしたいというところです。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院につきましては、コロナ感染症の患者の入院協力医療機関となっておりますので、入院に必要な機材、医療機器等を整備しております。陰圧装置とか、感染症対策として使わせていただいております。

また、外来患者さん、疑い患者さん、こちらのほうも診察することがありますので、それに対応する備品等も購入しております。

また、入院された場合、コロナ感染患者さん以外の患者さんと医療機器を共有するわけにはいきませんので、今時点では、コロナ患者さん専用として使う、共有できないものを購入をされていております。

主なものは以上でございます。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院の購入物品ですが、新型コロナウイルス感染症に対する補助金が受けられますので、それを利用して購入をするものです。

光総合病院は、先ほどコロナ感染症の患者さんを引き受けられる病院と言われましたが、大和総合病院につきましては、そういう患者さんは受け入れませんが、疑いの患者さんにつきましては、外来で受け入れるということで補助金を頂いております。

コロナ対策として、院内で色々な機器を使用しますが、感染防止のために、器具の消毒、滅菌が増えております。もともとあった機械ではございますが、かなり使用回数が増えて、機械の調子も悪くなってきましたので、補助金を活用して過酸化水素低温プラズマ滅菌装置の更新をさせていただきます。

○田邊委員

大体分かりましたけど、今の状況で大丈夫なんですか。光総合病院、大和総合病院にも疑いがある方は外来で入ってくる可能性もあるわけですよ。光総合病院には、そういったものを確実に、現在、国の補助金でこういったものを購入するというのは分かりますが、大和総合病院についても何らかの形を取っていかないといけないと思うんですけど、そういったところをお願いしたいんですけど、その辺り、検討できるんならよろしくをお願いします。

○田村大和総合病院業務課長

ここには記載しておりませんが、外来で発熱のある患者さん、疑いのある患者さんはいらっしゃると思いますので、当院は待合など、区切ったところがございましたので、その待合をつくりまして、そこに高性能フィルター付きのパーティションを購入して、そこで待っていただくようにしております。

また、救急外来のほうで検査をした後、陰性となった患者さんですけど、完全に疑いなくなったわけではございませんので、感染対策をして診察をするように、今回、補助金を活用してビニールのカーテンを設置しました。

○田邊委員

大体平均でどれぐらいですか。今、外来患者は、大和総合病院には。

○田村大和総合病院業務課長

1月までの1日平均ですが、90名程度になります。

○田邊委員

コロナ対策は、こういった国の補助金が出てるんで、今後も、いろいろな対策をお願いします。クラスターとか、院内感染とかというのが今、問題になっていきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○大田委員

ちょっとすみません、97ページの長期前受金戻入額がマイナス2億8,197万円になっ
ちよるんですけど、その内訳、ちょっと、またよろしくをお願いします。

○西村病院局管理部長

これ、光総合病院と大和総合病院を合算したものになっているので、今その辺の資料
が手元がないので、詳しくはまた後ほどということで、よろしくをお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第29号 令和2年度光市介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

説 明：原田介護老人保健施設事務係長～別紙

質 疑

○大田委員

このたび、市のほうから建設改良費として5,348万5,000円ありました。よかったです
ね。これがないと、まほろば、危機的状況じゃなかったんですかね。今後に入れてもら
えるようになりますかね、どうですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

このたび、国の補助金を活用し、一般会計から補助金を頂くことになりました。まほ
ろばにとっては、大変資金的に助かったと考えております。

今後においても、大変厳しい経営状況でありますけれども、まずは、当施設で可能な
限り収益を上げて、他会計に迷惑をかけないように、一生懸命努力するとともに、今後
においても可能な限り、補助金等、活用できるものがあれば、ぜひ活用させていただき
たいと考えております。

以上になります。

○大田委員

それで、107ページ、このキャッシュフローを見ると、資金期末残高が1億7,586万
4,000円、残っているようになっているんですけど、これ、間違いはないですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。

こちらの資金については、少し分かりづらいかもしれませんが、当初予算に対して、今回、補助金等をつけていただき、それを増額していますので、現在の正しい金額とは異なっております。

来年度予算において、きちんとした数字を提示できると思いますので、それまでお待ちいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○大田委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第24号 令和2年度光市一般会計補正予算（第12号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長～別紙

質 疑

○清水委員

34ページですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業等業務委託料で、予約のコールセンターの業務委託、令和3年3月から9月までということですが、これはどこの何という業者にコールセンター事業が委託されているのでしょうか。

○田中健康増進課長

コールセンターの委託業者ということですが、予算につきまして御議決いただきまして、また検討していくという形になっております。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。（「休憩しようや」と呼ぶ者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

補正予算書27ページ、28ページお願いします。

コロナによる特別定額給付金給付事業費の50億9,589万9,000円、補正前の額、28ページの説明欄で1,984万5,000円の実績による減額というところですが、一番下段の特別定額給付金1,280万円の部分の説明を詳しくお願いしたいというところをお願いします。

○古迫福祉総務課特別定額給付金担当参与

特別定額給付金の給付金1,280万円の減額でございますが、当初予算は、特別給付金給付額50億6,810万円という予算でございましたが、実績が5万553人、50億5,530万円の給付でございましたので、給付率は99.8%ということで、実績に対し1,280万円を減額するものでございます。

以上です。

○田邊委員

0.2%の方がその給付に漏れたというところの理解でよろしいですか。

○古迫福祉総務課特別定額給付金担当参与

給付に漏れたという認識はしておりません。未申請の方につきましては、再度申請書

を送る、電話をかけるなど、できるだけ100%を目指すように事務執行に当たってまいりました。中には、転出、それから申請前に死亡され、申請ができないというようなことがございまして、0.2%の方が結果的には申請されていないということでございました。

以上でございます。

○田邊委員

分かりました。1人10万円の給付という今の説明は分かりました。

それで、通信運搬費の513万9,000円、その減額の理由をお願いします。

○古迫福祉総務課特別定額給付金担当参与

通信運搬費につきましては、当初見込み件数から実績での減ということでございますが、内容といたしましては、まず申請書を全世帯に送っております。それから、振込時に支給決定通知書を送っております。その辺りの費用の実績に伴う減額ということでございます。

以上です。

○田邊委員

理解しました。

○大田委員

26ページの、介護施設等開設準備経費補助金、公募がなかったという、説明があったんですが、どういう公募をされたんですか。

○福原高齢者支援課長

ここでいう施設は、定期巡回・随時対応型訪問介護施設を光市内に1つ設置したいということで、第7期事業計画に事業所の設置を見込んでおりましたが、ホームページや対象となりそうな事業所にダイレクトメール等をお送りしまして公募を行いました。結果、応募がなかったということでございます。

以上です。

○大田委員

そんなら、この事業、魅力がない事業であるから公募がなかったという理解でよろしゅうございますか。

○福原高齢者支援課長

この事業につきましては、光市にとりましては必要な事業と判断しておりました。事業概要をまず簡単に申し上げますと、定期的な巡回等により、利用者のお宅を訪問してサービスをする訪問介護であります。24時間体制で行いますので、人員が必要になっ

てまいります。そういうことで、魅力がないというよりは、そういう事業所がなかったと、そういう理解をしております。

以上です。

○大田委員

光市だけでやると24時間事業はなかなか難しいかも知れませんが、他市では何市か一つになって、24時間の受付対応するようなこともいろいろやっておられるとお聞きしておるんですが、そういうふうなものに持って行って開設しようとかいう準備はされたんですか。

○福原高齢者支援課長

基本的に、ホームページ等で公募しておりますので、全国の事業所に向けた公募であったと理解しております。そう考えておりますが、あと関連の事業所といいますのも、例えば大きな事業所でありまして、全国展開されておりますので、そういったところもあると考えておりました。

以上です。

○大田委員

おりましたから、そういうふうな、応用的に活用もできるような公募の仕方もされたんですか。

○福原高齢者支援課長

市の広報ですと、狭い市内ということになりますが、このたびはホームページを通じて公募しておりますので、広い範囲で募集をかけたと考えております。

○大田委員

それで公募になる。

○福原高齢者支援課長

その結果なかったということでございまして、例えば、先ほど施設の魅力性ということをおっしゃられましたけど、これに代わる施設として看護小規模多機能型という施設も出ておりました、そちらのほうに応募がありまして、それが光市ですと1か所設置された経緯はございます。

以上です。

○大田委員

だからもう、これからも応募がなくて1,400万円を削減されたというふうに解釈しているんですが、それで、この施設開設準備をもうやめるという判断でよろしゅうございますか。

○福原高齢者支援課長

第7期計画で見込んでおりましたが、応募がなかったということでこの開設は見送るということでございます。

○大田委員

もう何というか、そこでもうこの事業はもう消滅と感じております。今後ともいろいろこういういい事業があると思うんですが、積極的に推し進めてもらいたいと思っております。

それと、28ページの児童手当、乳幼児医療費とか子ども医療費、ひとり親家庭なんかも見込みに達しなかったから減額になったとお聞きしたんですが、ひとり親家庭にしてもそうですが、その設定人員ちゅうのは、何か根拠があってやられたんじゃないと思うんですが、どうでしょうか。

○西村子ども家庭課長

委員が言われるとおり、児童手当、児童扶養手当、乳児医療とありますけども、それぞれその過去3年間の実績に応じた見込み、実際の出生数、そういったものを勘案しながら査定をしております。

今回は予算に対して減額になっておりますが、それは様々な社会情勢など、例えばコロナなどで受診控えというのがありましたので、今回、減額が大きかったところもございます。

以上でございます。

○大田委員

今年度はコロナが多分に影響してから、実績見込みが低かったという解釈でよろしゅうございますね。

続きまして、市立保育所保育委託料2,250万円の減額、利用実績の……

○委員長

大田委員、ページ数を述べてください。

○大田委員

30ページのその下です。第2節になるのか、児童保育費の、下から7、特定教育保育施設運営事業の市立保育所保育委託料2,250万円、利用実績減と説明があったと思うんですけど、この委託料、実績、その見込みちゅうのは、どういう計算で出されたんですか。

○西村子ども家庭課長

先ほども申し上げましたが、当初の予算のときにこれぐらいの人数が入るとというのが大まかに分かります。それから、そのあと1年間で入所退所とかの関係を勘案して予算

を設定しておりますけども、今回は想定が、例えば、一つの園で年間延べ2,329人見込んでいたところが2,230人の見込みだということで99人の減、もう一つの園では想定を1,790人としておりましたけども、決算の見込みが1,672人で118人の減、2つの園の減額があり、今回、大きな減額となっております。

○大田委員

今、全国的に待機児童、随分問題になっているんですが、光市では、保育所に入るのも少なくなっておる、ということで見込みより減額になっていることは、ただ、私の想像ですが、光市内においては待機児童ゼロという考えでよろしゅうございますか。

○西村子ども家庭課長

待機児童ということでカウントすればゼロでございます。

○大田委員

待機児童ゼロの上にまだ余裕がある、入るところがあるというふう考えられる。

○西村子ども家庭課長

地域にもよりますけども、余裕があるというわけではございません。何とかなっているという感じでございます。

○大田委員

保育所の件、何とか頑張ってということでございましたが、次のページ、繰越明許になっているんですね、施設用備品購入費、みたらい保育園と大和保育園の食器の保管庫っちゅうんか、消毒庫っちゅうんか、エアコン設置、これはわざわざその繰越明許するような予算ではないと感じるんですが、施工はもう終わっちゃってもおかしくないと思うんですが、どうでございますか。

○西村子ども家庭課長

こちらは、国のコロナ関係の交付金を活用して今回3月補正で上程させていただいておりますので、これから大和保育園、みたらい保育園の食器消毒保管庫とエアコンの設置につきましては、新年度に繰越しさせていただいて、実施する予定でございます。

○大田委員

今、みたらい保育園と大和保育園2園だけですが、ほかの幼稚園とか保育園には、こういう予算、今後、つく見込みはあるんですか、ないんですか。

○西村子ども家庭課長

備品関係については、今までの予算で既にエアコンを設置しております。あと若干、コロナ関係では消耗品が新年度の予算でつくことはございますが、備品はございません。

○大田委員

了解しました。

その下の一番下のところに、介護老人保健施設事業会計繰出金5,349万3,000円、これ、今年度初めてついたんですよね。この介護老人保健施設繰出金、今後とも続けていく意思はありますか。

○田中健康増進課長

この介護老人保健施設事業会計繰出金につきましては、まほろばの空調設備の主に工事費でございますので、工事が終了しましたらこの額は終了と考えております。

○大田委員

今、単年度で、空調の工事だけで出したと。今後とも、要するに、まほろばに対する繰出金は考えていないという解釈でよろしゅうございますか。

○田中健康増進課長

まほろばに対する繰出金に関しましては、企業債償還金元金及び児童手当等に係る費用について当初予算に組み込んでおりますので、また当初予算に所定の額を組み込む方向と考えております。

○大田委員

今後とも、まほろばに対してはいろいろ繰入金、繰出金でいってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、33ページの新型コロナに対することに関してですが、補正だからこれだけ少ないんだろうと思うんですが、医師執務手当等が4万3,000円になっているんですよね、これはどういうお金ですか。

○田中健康増進課長

こちらの医師執務手当等に関しましては、これから医療従事者等の優先接種を実施する際に集団接種を行います。その看護師等の執務報酬となります。

○大田委員

医師執務手当等が看護師の、それが今から接種等にお金を、対する看護師等への手当、4万3,000円のできるんですか。

○田中健康増進課長

今回の3月補正には、医療従事者等の優先接種に係る経費を計上しております。また、市民への接種に係る経費については新年度予算に計上しておりますので、こちらの額で対応可能と考えております。

○大田委員

その下の新型コロナウイルスワクチンと新型コロナウイルスの体制確保事業2,700万円か、これは今年度で仕事をやって、接種事業は来年度になるわけでございます。

○田中健康増進課長

新型コロナウイルスワクチン接種委託料に関しては、医療従事者等の接種を3月に開始いたしますので、そちらの接種委託料となります。その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の委託料に関しましては、主にコールセンター、ウェブ予約システム等を委託する経費でございます。

○大田委員

だから、その340万8,000円に対しては、医師関係に対する接種、その費用が入っていると、これには医師と看護師の費用も入っているわけでしょう。

○田中健康増進課長

こちらは医療従事者等の接種に関しまして、国が定める委託料の単価がございまして、1件2,070円掛ける消費税ということで、それで人数分の接種の委託料でございます。

○大田委員

だから医師、看護師が接種する、その料金も入っているわけでしょうとお聞きしておるんです。

○田中健康増進課長

大変失礼いたしました。医師、看護師、薬剤師、その他病院の事務職員等が接種する費用の委託料でございます。

○大田委員

それプラス、医師執務手当用が3,000円、看護師、じゃあ、どこにおくんですか。

○田中健康増進課長

医師執務手当等の看護師に関しましては、集団接種の補助員ということで、ワクチンを配分や、接種の介助を行う看護師を集団接種会場に雇用するということでの執務費になります。

○大田委員

このワクチン接種、1か所でするんですか。

○田中健康増進課長

今回の補正に関しましては、医療従事者等の接種分に関してでございますが、医療従

事者等の接種に関しては、市内10医療機関及びあいぱーく光での集団接種の計画としております。

○大田委員

それに対する4万3,000円、医師執務手当4万3,000円、そんなに、価格が安いんですか。できるんですか。

○田中健康増進課長

10医療機関全てに看護師を配置するという形ではなく、あいぱーく光での集団接種という形で各診療所の先生と薬剤師会の先生方の接種を実施する際の補助員の看護師等の執務手当になっております。

○大田委員

はい、了解しました。

あいぱーくにおいて集団接種するときの補助員として4万3,000円を上げたと、了解しました。

終わります。

○早稲田委員

30ページの12番、委託料の児童保育事務費、子ども・子育て支援制度システム改修委託料が未執行という先ほど説明があったんですけども、未執行の理由とかを説明いただけますか。

○西村子ども家庭課長

このシステムを最初改修するに当たって、事業の実態がよく分からなかったので、一応そういった委託料などを決めておりましたが、下松市などとやっている共同運用の委託している予算の範囲内でできるということになりましたので、未執行になったところでございます。

○早稲田委員

分かりました。

○田邊委員

26ページの先ほどの質問の内容ですけど、地域福祉施設整備事業、これは公募なしというところで、7期でこういったものをやったということで、歳入は14ページで、10分の10補助金が出るというところですけど、4月から8期で、7期にこの公募がなかったので打ち切るよということですけど、先ほど小規模多機能が新しくできたので、そういったもので考えていると、これは光市において介護事業についての後退とかにはなりません。そうするとまた8期でも、10分の10の国や県なりの補助をもらって、こういっ

たものをもう一度公募するというの本当にもうないのですか、それとも8期ではもうそういったことができないのですか。そういったところをお願いします。

○福原高齢者支援課長

第7期計画では、先ほど申し上げたとおり、定期巡回・臨時対応型訪問介護を予定しておりましたが、手を挙げる事業所がないからやめたところでありまして、代わりに第7期計画へそれ同様の施設、看護小規模多機能型施設、こちらが入ってまいりました。今年の2月に島田市で開設した施設ですが、こちらが定員29名、また宿泊定員9名ですので、十分、当初第7期計画で予定していたもの、これ以上のものが入ってきたと考えております。もう一点、補助金の関係につきましては、当初、事業計画を立てた段階で県と調整いたしまして、県に、光市でこういう施設が必要でありますから補助を確保していただいて、その節には公募をかけますのでお願いしますというお話をし、準備を進めております。そういった形で、第8期につきましては、ある程度、老人保健施設の待機者の解除のために施設確保という形は事前に計画でうたっています。このため、その計画にうたってなく、新たにつくるということはできませんので、また財源も、そういう確保もしておりませんので、そちらは予定しておりません。

以上です。

○田邊委員

いや、今、島田市の光中央病院の横にできた小規模多機能型というのは分かりますけど、実際、この財源は国、県から10分の10、そういったものの財源を使われてできるようなんですけど、7期のときに公募して、市の一般会計、介護会計から出すことがなくともできるようなことで、その努力をしなかったのかというところが問題かと私は思うんですけど、そういったところで今、その小規模多機能があるから賄えるという考えじゃなくて、介護の待機の人はいそれだけで本当に賄える状況なんですか。

○福原高齢者支援課長

こちらの定期巡回・随時対応型訪問介護につきましては、あくまでも訪問系のサービスですので、直接、待機者と関係はないんですが、ただ、利用される方につきましては24時間に対応していただけますので、非常にありがたいサービスだと思います。

そういった形で、光市にぜひ1か所あればと考えておりましたが、先ほどの島田市の看護小規模多機能型居宅介護施設につきまして、医療系の法人にやっていただいておりますので、特に宿泊等も、宿泊定員も9名、定員29名の施設で、代替するサービスも行っていただけるという認識であります。しかしながら、光市に必要なだということで公募しておりましたので、非常に残念であると認識しております。

以上です。

○田邊委員

この1,994万円、その介護の一般会計から出なくて済んだものが結局返納するという

形になったわけでありますけど、国と県とやり取りして10分の10といういい財源が確保できたのに、補正でこういったものを返納するということは非常に残念でなりません。今後、そういったものを財源の面でもぜひとも活用してもらいたい。重ねてお願いします。

以上です。

○早稲田委員

34ページの真ん中辺りの母子保健事業のところで、医師執務手当等について事業中止というふうに、先ほどお伺いしたように思うんですけども、事業中止について説明をお願いします。

○田中健康増進課長

母子保健事業の中止については、主に緊急事態宣言下のときの中止でございます。宣言が解除された後は、感染防止対策を徹底しながら事業を実施しております。

○早稲田委員

分かりました。事業中止のところだけ聞いていたので、なぜなんだろうと思っただけなので、理解しました。

○仲山委員

確認の意味で、先ほどの定期巡回・訪問介護事業を行うための予算が取ってあって、それが、それに代わる事業というわけではないけれども、同じ困っている人が利用できる施設ができたという理解でいいんですか。

○福原高齢者支援課長

介護施設というのを、先ほど看護小規模多機能型居宅介護と申し上げました。若干、その施設について説明させていただければと思います。

こちらは同じく訪問型の施設でして、先ほど取り止めになった定期巡回型同様、看護師などによる訪問ができます。また短期間の宿泊もできますので、我々としては、十分こちらのほうで対応できると考えております。

○仲山委員

とても重要というか、利用される側の人数規模というのが今後増えてくるというようなことなんでしょうか、それとも大体、今の状況でいけるようなものなんでしょうか。

○福原高齢者支援課長

高齢者数と、あと介護を利用される方の兼ね合いだと思いますが、まず一点、高齢者人口というのは平成30年を境にどんどん少なくなっていますので、光市の場合、その点は若干利用者が減る可能性もありますが、介護を利用される75歳以上の後期高齢者人口

が増えてまいります。そういうことになりますと、やはり居宅のサービス、こちらもある程度は増えていくという予測はしております。

○仲山委員

ということであれば、やはり引き続き必要があるサービスであるという認識ではあるから、今、残念だという話なんですかね。

○福原高齢者支援課長

サービス事業所があれば、それにこしたことはない、必要なサービスでございます。ただ、看護小規模多機能型居宅介護のほうことができましたので、そちらのほうで一定の充足は可能だと認識しております。

○仲山委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第26号 令和2年度光市介護保険特別会計補正予算（第4号）

説 明：福原高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第24号 令和2年度光市一般会計補正予算（第12号）〔所管分〕

説 明：植本環境政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

36ページ、上から4行目、指定ごみ袋取扱委託料、入札減によるという説明でしたが、819万5,000円も指定袋の取扱い、入札減でよろしゅうございますか。

○小山環境事業課長

お示しのとおりでございます。

○大田委員

入札減に819万5,000円、間違いないですか。

○大田委員

当初の予算額は何ぼやったんですか。

○小山環境事業課長

当初につきましては、4,921万3,000円でございます。

○大田委員

何%減ですか。

○小山環境事業課長

約17%減です。

○大田委員

これは1者契約ですか。

○小山環境事業課長

4者の入札となっております。

○大田委員

これは不定期に落札業者が決まるんですか。

○小山環境事業課長

入札につきましては、年1回となっております。

○大田委員

だから、業者は大体決まっちゃうんでしょう。それが不定期に入札で落とすんですか。

○小山環境事業課長

ここ数年は同じ業者になっております。

以上です。

○大田委員

その業者が常にこれだけ、17%減で取っているんですか。

○小山環境事業課長

可燃ごみ袋、不燃ごみ袋とそれぞれあり、それぞれで落札業者が違いますので、その年度によってはパーセントが変わるだろうと認識しております。

○大田委員

可燃ごみ、不燃ごみ、全部落札業者が違うんですか。

○小山環境事業課長

それぞれ落札業者が異なっております。

○大田委員

了解しました。

○大田委員

それからその3行下のし尿浄化槽の汚泥の負担金が600万円減、見込みを下回ったために600万円減と、見込み額はどれだけだったんですか。

○小山環境事業課長

当初の見込みにつきましては、年間の搬入量につきまして、1日の最大搬入量を日数で乗じたもので算定をしております。

○大田委員

600万円減になつとる、じゃあ、見込みは何ぼやったんですかね。

○小山環境事業課長

し尿及び浄化槽それぞれ最大搬入量が違いますが、し尿につきましては、当初1日当たり最大9m³と試算しておりましたが、自席見込みでは1日当たり6.2m³と見込ん

でおります。

浄化槽汚泥につきましては、1日当たり最大を50m³と試算しておりましたが、実績見込みとしては約39.7m³を見込んでおります。

以上でございます。

○大田委員

いや、そんなに下がったんなら、何か理由があるんですか。

○小山環境事業課長

令和2年度の当初予算につきましては、令和元年度の年間トータルの搬入量の実績を、反映することができないため、年間最大搬入量で、令和2年度の当初予算を積算しておりますので、見込額については若干の差異が生じております。

○大田委員

私はコロナで家庭内における時間が多いから増えたのかなと思っておったんですが、今の説明を聞くと逆に下がっているんですね。それで当初の見込みより下がったというのはどうも納得がしにくいんですが、もう一遍、説明してもらえませんか。

○小山環境事業課長

当初の予算計上時は、令和元年度の年間の搬入量が算定されていないことから、令和2年度の当初予算につきましては、それぞれの施設の1日当たりの最大搬入量で予算要求をしたということで、結果的に、今回の補正に関しましては、見込額を算出するに当たって、それぞれ1日の搬入量が減少となったということでもあります。

○大田委員

令和元年度はどうして計算できなかったんですか。搬入を今、数量出していないというふうにお聞きしたんですが。

○小山環境事業課長

令和2年度の当初予算につきましては、令和元年11月頃に予算を立てますので、その時点ではまだ令和元年度の年間トータルの搬入量を算出できていないということでもあります。

○大田委員

それだけトイレの使用量が少なかったから下がったんだろうという解釈でよろしゅうございますか。

○小山環境事業課長

下がった理由につきましては、特段こちらのほうで主な理由ということに関しまして

は、把握はしておりません。

○西崎委員

36ページの塵芥処理の委託料で、犬猫等死体処理委託料というのがあるんですが、これ、入札でやっておられると思うんですけど、今現在、委託先はどこになっておりますでしょうか。

2点目は、あくまでもこれは死体であって、生きた猫等処理していることはないと思いますけど、焼却場はどこに業者は搬入しているんでしょうか。

○小山環境事業課長

犬猫等死体処理委託料につきましては、1者の随契ということで小田ペットと委託契約をしております。この処理委託料で取り扱っているものは死んだ動物等ということになっております。小田ペットが焼却場を持っておられますので、そちらで処理をされております。

○西崎委員

小田ペットさんなら自前の焼却施設も持っておるし、焼却した後の灰等もちゃんとしたところへ処分していると思うんですよ。それ間違いないですか。

○小山環境事業課長

そのように理解しております。
以上です。

○西崎委員

分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第24号 令和2年度光市一般会計補正予算（第12号）〔所管分〕

説 明：西村農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

40ページをお願いします。

歳出、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金が6,700万円の減額と、それと下段、もう一つ、新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金4,900万円、これは当初、コロナウイルスの支援、応援の給付金という形で行いました。当初に比べてこれだけ減額になったという部分、ちょっとその辺りの説明を詳しくお願いしたい。

○萬治商工観光課長

こんにちは。ただいま御質問いただきました件でございます。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金でございますが、これは補正予算を組んだときに、市内の事業者が全部で2,000あると想定し、そのうち1,100事業者が前年同期に比べまして、50%以上事業収入が減る月があると見込み、補正予算を2億2,600万円組みました。まだ受付期間の途中でございますが、現段階では850件程度になると見込みを立てておりますので、不用となるであろう6,700万円を減額しております。

新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援給付金、こちらは補正予算で6,000万円を組んでおります。対象となる事業者数を、先ほど申しました、市内事業者2,000のうち600事業者がこの応援給付金に該当すると見込みまして、6,000万円という補正額を組みましたが、現在の実績等を見ますと、まだ申請の受付期間中でございますが、140件程度になると見ており、不用となるであろう4,900万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

これは、国の一次補正、二次補正の割合が10分の10ですか、それとも市も、手出しの部分でどれぐらいなんですか、予算、補正で組んだときは。

○萬治商工観光課長

新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金のことだと思いますが、補正で組んだときには、まず、支援給付金のほうは1億1,917万円ございました。これは5月補正のときです。その後、8月補正で6,745万3,000円追加しております。今回、歳出の減額に伴いまして、4,500万円ほど減額しますので、最終的には1億4,162万3,000円の交付金が充たっております。

応援給付金のほうでございますが、8月補正で5,100万円ほど交付金が充たっておりますが、このたび4,300万円ほど減額いたしますので、最終的には800万円でございます。以上でございます。

○田邊委員

分かりました。国が、コロナでこういった事業者に対して支援給付、応援給付金を行ったというところで、いろいろな自治体でばらつきはあるとは思いますが、できるだけ小まめに、この支援金、給付金の部分はやっていただきたいというところが1点と、あとは当初からその手続が大変だという部分もあったんで、そういったものも今後改善点じゃないかと、いわゆる、お金は出すけど、そういったものが難しいというところで、こういった、結果論でこういうようなものが出てくると、補正でこれだけ減額になるというところで、自治体も考えていかななくてはいけないと思うので、今後ともよろしく願います。

以上です。

○木村委員

すみません、1点確認させてください。

補正予算書35、36ページ、労働者費のところなんですけれども、説明欄のU J I ターン等雇用促進事業、今、現在コロナ禍の中で、こういった促進事業をされなかった、中止ということで、オンラインということですが、これは事業費はかからなかったんですか。

○萬治商工観光課長

この事業につきましては、山口県等が開催する東京や大阪での説明会に民間企業の方が参加した場合に、その旅費等の一部を補助するというものですので、市が直接開催するというものではございません。

先ほど説明しましたように、実際の説明会が開催されませんでしたので、オンラインで開催されたところもあるようですが、実質的な旅費等の金額が発生しなかったため、この度の補正で減額しました。

以上でございます。

○木村委員

これ、どれぐらいの参加者があって効果はどうだったのかというのは、検証はできないということでしょうか。

○萬治商工観光課長

現段階でこのオンライン説明会にどれぐらいの方が参加されたかは把握していませんが、市内の事業者の方でもオンライン開催に参加されたところはあるとは聞いています。今段、その辺も調査してみたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

40ページの光ブランド創出事業で100万円の減額になったんですが、これは、たしか3年事業じゃったと思うんですけど、今年度が最終ですか、ちょっと説明があったらお願いしたいんですが。

○萬治商工観光課長

光ブランド創出事業補助金でございますが、3年間の事業で予定しておりました。平成30年度、令和元年度、2年度の3年間の予定でございましたが、今年度はコロナ禍ということがありまして、事業者の方にこのタイミングで新たな商品開発を募集するのは、どうかと思い、今年度は事業の実施を見送りました。来年度、改めて実施したいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

せっかくブランド事業で、30年度、元年度、一生懸命やられて、そこでブランド品ということをして、今後とも、そのブランド品を光市として売っていこうという気持ちじゃろうと思っておるんですが、その継続的な事業を何かするという意思はあるんでしょうか。

○萬治商工観光課長

先ほど申しましたとおり、来年度は改めて実施いたします。セレクションは3年間が終わってもなくなるわけではございませんので、PR等をずっと行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

このブランド事業で一番有名なのが、梅大福であろうと思うんですが、今、梅大福は期間限定で、冠山総合公園しか売ってないんですよね。それも常に売り切れるといったような感じで、ひそかに市民に大分人気が出てるんですよ。それを今後ともさらに発展して、光の完全なるブランド商品として売っていくとか、私としてはお願いしたいんですが、そのようなお気持ちはあるのでしょうか、どうでしょうか。

○萬治商工観光課長

光銘菓「梅大福」は、今言われたように、冠山総合公園で販売しております。これは、セレクションの一つに入っておりますので、期間限定ではございますけれども、かなり、売れていると聞いております。市が直接売っているのではなく、売店であるひかり花館で売っていますが、しっかり売っていただくように、一緒に取り組んでいきたいと思っ

ております。

以上でございます。

○大田委員

ロゴマーク入れて、光セレクションのマークを入れるという、記憶しておるんですが、要するに、冠山総合公園の花館で売ってる、それだけじゃなくて、まだほかにもいろいろ光ブランドに設定されたのがあると思うんですが、それも一緒に売ると感じ、これは光ブランドの品物ですよとかいう、はっきりした表示っちゅうんですかね、あれを今後もやってもらいたいと思うんですが、そのようなお考えはありませんでしょうか。

○萬治商工観光課長

ひかり花館では、ちょうど梅のシーズンですので、この時期にしか売ってないということで、梅大福を大々的に売っておりますが、ひかり花館では、ほかにも光セレクションを売っています。

この度、光セレクションのロゴマークの商品に貼れるシールをつくり、事業者さんに配って、商品に貼っていただいて、これが、この商品が光セレクションなんだというのを皆さんに認知していただけるよう取組みをしております。

以上でございます。

○大田委員

だから、それを皆さんに完全に分かるような、啓発活動なんかもしていってほしいと思うんです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、その下の地域経済活性化商品券発行业務で503万2,000円ですか、あれが減額されてるんですが、これ、私が勘違いじゃったらいけんけ、もう一回、説明をしてほしいんですが。

○古迫商工観光課地域経済活性化商品券担当参与

この度の503万2,000円の減額でございますが、発行业務に対する委託料等を落としたものでありまして、事業費、商工会議所に換金を委託しておりますが、そちらのほうは減額をしております。発行に伴う事務費を、減額をさせていただいたということで、御理解をいただければと思ひます。

○大田委員

これは、今、ほとんど終わるからもう印刷製本やら通信運搬費以外の何か主なのを減ったという考えで。

○古迫商工観光課地域経済活性化商品券担当参与

通信運搬費、印刷製本費につきましては、商品券、ポスター等の印刷業務はもう終わっております。

それから、通信運搬費も、商品券の発送は済んでおりますので、そういった事務費の減額をしたものでございます。

以上です。

○大田委員

これは、1人当たり5,000円の商品券の発券の業務でしたかね。

○古迫商工観光課地域経済活性化商品券担当参与

商品券、1人5,000円分、1,000円分を5枚ということで、10月1日現在に住居登録のある方及び10月2日から31日までに生まれた方を対象に、配付するものでございます。

以上です。

○大田委員

あともう2月いっぱいだったと思うんですが、どれぐらい商品券、回収できておりますか。

○古迫商工観光課地域経済活性化商品券担当参与

対象者は5万582人、それから総額は2億5,291万円であります。商品券は12月1日から2月28日まで、取扱店のほうで使えるものでございます。

お店のほうで使われた商品券は、事業者から商工会議所に換金請求をされます。換金請求は毎日受け付けておるわけではございますが、2月15日現在で申し上げますと、使用枚数が18万6,902枚、金額にして1億8,690万2,000円、使用率は73.9%となっております。

以上です。

○大田委員

結構、皆さん、お使いで、いい成果を挙げているとっておりますので、今後、また、来年度予算、よろしく願います。

続いて、52ページの災害復旧かな、市単独事業の災害復旧測量設計委託料1,128万7,000円の減額で、測量を職員がやったから、これだけの減額になったとお聞きしたんですが、もっと詳しい説明があったら、お願いしたいと思います。

○西村農林水産課長

それでは、災害復旧費、市単独事業の委託料、災害復旧測量設計等委託料のもう少し詳しい説明について、私から申し上げたいと思います。

昨年7月豪雨災害に係る農業用施設の復旧を行うための測量委託ということだったんですが、これらが農業用施設であるということを踏まえ、農業への影響を考慮いたしまして、耕作が本格化する4月末頃までに全ての復旧工事を完了させるという目標を持って、職員一丸となって対応を進めてきたものでございます。

今年度の対応をした職員には、平成30年7月豪雨災害の経験者が非常に多く、通常の技術職員でもあまり馴染みのない、こうした災害復旧事務を熟知し、迅速な対応ができる体制にあったことなどもあり、先ほども御説明いたしましたとおり、当該業務は、当初は外部で委託する予定としておりました測量設計業務の一部を職員が担うことにより、復旧までの時間短縮を図るなど、迅速に災害の国庫補助申請をクリア、工事の早期着手を図り、繰越しにはなりましたが、耕作に影響のない範囲で完了する見込みとなっております。

今後も、市民の安全・安心を確保するために、発災時に適切な対応が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、お聞きした委託業務、そもそも外に出してるんだが、市の職員が7月豪雨でもやったので、その経験を生かして測量設計に携わって、今後、7月豪雨に対しては、それが1,128万7,000円の減額まで持ってきたというようなお話じゃったと思うんです。

私は、大変、職員の人はいらなかっただろうと思うんですが、今後とも、そういうふうな前向きな姿勢でやっていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第24号 令和2年度光市一般会計補正予算（第12号）〔所管分〕

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

42ページの市道改良工事、新市稲葉線の1,200万円、全額減額されたんですが、コロナ対策から工事費が出なかったとかいう説明であったんですが、これは来年度以降もなしですか、それともやるんですか。

○山本道路河川課長

新市稲葉線の道路改良工事の来年度の予定でございますが、これは、現状では見通しが立たない状況であり、今後の状況を見ながら、工事の実施時期を見極めてまいりたいと考えております。

○大田委員

これは今まで継続事業の工事じゃったというように思っておったのですが、この度のコロナによって工事費が出ないから1,200万円まるまる減額したとお聞きしておるんですが、もうこれからやらないというふうにお聞きしたんですが、間違いはないですか。

○山本道路河川課長

この1,200万円でございますが、新市稲葉線分は1,000万円でございます。これは、あくまで事業の執行を見送ったものであり、事業を中止するとは考えておりません。以上でございます。

○大田委員

来年度の予算、ついてなかったんですが、そやけ、来年度にやる、再来年からまた始める意思はあると。

○山本道路河川課長

先ほども申し上げましたが、今後の状況を見ながら判断ということで、今、明確に回答はできないということでございます。

○大田委員

今、見えない状況であるということでございますが、続いて、最後までやってもらいたいと思っておりますから、ぜひとも継続していただきたいと思っております。それから、その次のところで、市道舗装整備等工事の2,000万円が減額になって、こ

これは今、説明で、脇田線の雨水管渠の工事に、変更によって延びたと、これは繰越明許にも上がっておったと思うんですが、すぐ設計変更もされてるわけですか。

○山本道路河川課長

脇田線の雨水管渠工事については、繰越明許としてはおりません。

○大田委員

来年度には、工事をされるつもりですか。

○山本道路河川課長

令和3年度の実施で、予算を計上しております。

○大田委員

よろしくをお願いします。

その下の立地適正化計画で335万円減額されたんですが、今後とも、その計画というものは、今年度はやらなかったから来年度以降、続いてやられるというふうにとってよろしゅうございますか。

○松並都市政策課長

立地適正化計画につきましては、今年度中の策定を目指しておりましたが、住民や議会から慎重な意見を頂いたことから、より時間をかけて検討していくことといたしました。来年度以降も引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

その慎重な意見が出たというような説明があったと、見直していこうという説明じゃったと思うんですが、その見直しという根拠に至ったというのは何か説明できますか。

○松並都市政策課長

立地適正化計画で定める居住誘導区域のエリアの検討に当たりまして、島田川の洪水・浸水想定区域が県から示されたことから、都市再生推進協議会の委員から、あるいは議会からも急いで定める必要はないのではないのかという意見いただきました。

島田川のしゅんせつ等も県によって進めてられておりますし、今後、状況が改善等されることが期待される場所ではありますが、そうした状況もしっかり見極めて引き続き、時間をかけて検討していきたいと考えているところでございます。

○大田委員

せっかくそういう説明ができるんだから、初めから説明してもらったらいいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、44ページの虹ヶ丘防災安全対策測量設計委託、入札減というふうになっているんですが、これは虹ヶ丘公園のレッドゾーンのところだろうと思うんですが、その対策は、それを踏まえた設計委託料になるんでしょうか。

○松並都市政策課長

虹ヶ丘公園の南側の斜面につきましては、平成30年7月豪雨で一部ののり面が被災いたしましたして、当該年度に災害復旧いたしました。しかしながら、被災しなかった部分につきましても同様に崩れるおそれがあることから、公園内ののり面を守り、それから公園利用者の安全、さらには周辺住民の方の安全のためにのり面对策をすることといたしまして、現在、測量調査と設計を進めているところでございます。

レッドゾーンと言われるのは、土砂災害特別区域に含まれているということのお尋ねかと存じます。仰せのように、虹ヶ丘公園南側ののり面の一部は、土砂災害特別警戒区域の指定地に含まれております。この度ののり面整備により、特別警戒区域が解除できるのかといったことは、指定権者である県が決めることであり、県の砂防課と現在協議をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ、レッドゾーン解消に向けて、一生懸命、今後とも頑張っていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それから、その下の住宅管理費について、弁護士委託料の16万5,000円減額になったんですが、これは、その訴訟問題が1件予定しちよったんじゃないかと、今も御説明ありました。

弁護士委託料、その訴訟になるまでの経過という説明をお知らせ願いたいと思います。

○沖本建築住宅課長

弁護士委託料の16万5,000円の内容につきまして御説明をさせていただきます。

家賃滞納月数が12か月以上の者または家賃滞納額20万円以上の者のいずれかに該当することが見込まれ、法的措置によらなければ、納付が期待できないと判断される者を法的措置候補者と呼んでおりますが、今年度、法的措置候補者の中から決定した法的措置対象者に対し、最終的に納付の指導をしてもどうしようもないといった場合は訴訟を起こそうということで、最終通知をしております。

対象者にこの最終通知書を送りましたところ、滞納家賃の全額をこの時点で納付をされたということで、訴訟に至らなかったということでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、滞納者に対して12か月以上、20万円以上じゃったですかね、今の説明で。それに至るまでの間にいろいろな督促状やら出されると思うんですが、これ、もし、入った

人が払わなかった場合は、多分、連帯保証人はつけておられると思うんです。今、たしか1人だったと思うんですが、連帯保証人のところに対しても通知が行くと思うんですが、そのところのちょっと御説明があったらお知らせください。

○沖本建築住宅課長

連帯保証人についてでございます。

先ほど委員おっしゃられましたとおり、現在は連帯保証人を1名つけるようになっております。連帯保証人にその滞納家賃を請求するケースでございますが、基本的には、滞納者に直接、催告書で、家賃を払ってくださいという通知を3回行います。

それでも納付する意思が認められなければ、納付指導、家賃完納指導依頼書ということで、ここで連帯保証人にその滞納者に対して家賃を払ってくれるよう指導してくださいというような通知書を送ります。

それでも滞納者が納付しない場合には、連帯保証人債務不履行請求書ということで、初めて連帯保証人にもその家賃滞納額の請求が行くということになっております。

○大田委員

やけ、今、それが3回ないし5回の督促状行って、初めて連帯保証人のほうに行くというような解釈になるんですが、3回ないし5回やったら、当然、3か月から約1年ぐらい過ぎていくと思うんです。例えば、2万円としても1年したら24万円の滞納になったときに初めて連帯保証人のほうに行くじゃろうと思うんで、連帯保証人にして、1回に24万円も、滞納家賃を払えという、来たらたまげると思うんですよ。

また、皆さんが、それほど余裕がある連帯保証人じゃないと思っておるので、もし連帯保証人に、そういうように行く場合じゃったら、少しでも早く、こういうような状況になっているんですよと連帯保証人のほうにも行くような努力をされてもらったらいかがかと思うんですが、どうでございましょうか。

○沖本建築住宅課長

連帯保証人ですが、今現在、当初家賃の18か月分を極度額として設定しております。

これは、滞納者が訴訟に至るまでに想定される期間を想定しておりまして、その期間内に、滞納者に分割納付等の支払い方法等も含め、納付の意思を示していただけるよう、粘り強く交渉を行っております。

以上でございます。

○大田委員

まあ、それは当然、入居者で払うのが当然なんですけど、それが滞納額が高い金になってから連帯保証人に行くから、それをなるだけ今後とも少ない期間で、連帯保証をしている人が今滞納されてますよというような連絡もしていつてもらったらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西崎委員

42ページの下段の県営事業負担金、1,700万円程度減額になっておりますが、これは工事の概要をちょっと説明していただきたいのでございますが。

○邊見監理課長

こんにちは。補正予算書の89ページをお開きください。

令和2年度の港湾費につきましては、その下のほうにありますように、徳山下松港の海岸高潮対策として胸壁工、これは虹ヶ浜海岸の砂浜の、松の手前に、海水、高潮等を防ぐようなものが、構築物がずっと並んでおります。その工事でございます。

それから下の、海岸老朽化対策の1,606万円は、これは県事業の額ですが、こちらの排水機場のほうで蓄電池の交換等いたしておりまして、その費用でございます。

令和2年度の事業については、以上でございます。

○西崎委員

減額の理由が、港湾事業の見送りということでございますが、これは具体的にはどういう理由で見送られたんでしょうか。

○邊見監理課長

県営事業につきましては、当初予算上程時には、県から事業内容が示されておきませんので、当市におきましては、近年の事業費の実績等を勘案して、2,500万円で予算を計上しております。

当初予算において事業が具体的に決まっていたわけではなく、何か事業の減があつて減額したものではありません。令和2年度の事業がこちらに掲載してある事業でありましたことから、最終予算額が確定したものでございます。

○西崎委員

結局、県工事の着手、発注が遅れたということですかね。

○邊見監理課長

当初予算計上時におきましては、県から工事費については、これをしますというようなものが、市に通知が来ておりませんので、例年、このような形で予算計上を行っております。

○西崎委員

了解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」